

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	凸版印刷株式会社			コード	7911
提出日	2021/6/14	異動（予定）日	2021/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において独立役員に指定予定の社外役員が選任されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	重松博之	社外監査役	○													○	有
2	垣内恵子	社外監査役	○													○	有
3	笠間治雄	社外監査役	○													○	有
4	野間省伸	社外取締役	○										○	○			有
5	遠山亮子	社外取締役	○													○	有
6	中林美恵子	社外取締役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	重松博之氏は、当社から役員報酬以外の金銭その他の財産を得ておらず、また、当社の主要な取引先の業務執行者及び当社の主要株主等にもあたらないことから、社外監査役としての職務の執行において、当社一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、当社取締役会からの独立性は十分担保されていると判断し、独立役員として指定するものであります。
2	該当なし	垣内恵子氏は、当社から役員報酬以外の金銭その他の財産を得ておらず、また、当社の主要な取引先の業務執行者及び当社の主要株主等にもあたらないことから、社外監査役としての職務の執行において、当社一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、当社取締役会からの独立性は十分担保されていると判断し、独立役員として指定するものであります。
3	該当なし	笠間治雄氏は、当社から役員報酬以外の金銭その他の財産を得ておらず、また、当社の主要な取引先の業務執行者及び当社の主要株主等にもあたらないことから、社外監査役としての職務の執行において、当社一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、当社取締役会からの独立性は十分担保されていると判断し、独立役員として指定するものであります。
4	野間省伸氏は、当社の取引先である株式会社講談社の代表取締役社長に就任しており、当社は同社と印刷加工の受託等の取引があります。	経営者としての経験と幅広い識見を活かし、客観的な立場から取締役の業務執行のあり方について監督頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。当社は、左記のとおり野間省伸氏が代表取締役社長を務める株式会社講談社と印刷加工の受託等の取引がありますが、直近3事業年度における同社からの売上額は、当社グループの連結売上高の0.5%未満であることなどから、当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」に照らし、当社取締役会からの独立性は十分担保されていると判断し、独立役員に指定するものであります。
5	該当なし	遠山亮子氏は、当社から役員報酬以外の金銭その他の財産を得ておらず、また、当社の主要な取引先の業務執行者及び当社の主要株主等にもあたらないことから、社外取締役としての職務の執行において、当社一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、当社取締役会からの独立性は十分担保されていると判断し、独立役員として指定するものであります。
6	該当なし	中林美恵子氏は、当社から役員報酬以外の金銭その他の財産を得ておらず、また、当社の主要な取引先の業務執行者及び当社の主要株主等にもあたらないことから、社外取締役としての職務の執行において、当社一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、当社取締役会からの独立性は十分担保されていると判断し、独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

当社は、社外役員の独立性判断基準を制定しております。詳細については、以下のURLを参照ください。
<http://www.toppa.co.jp/ir/management/governance-policy.html>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。